

東北管区警察局インターンシップ（技術系）実施要領

1 趣旨

本要領は、高校（専門学校、高等専門学校を含む。）、大学（短期大学を含む。）及び大学院（以下「大学等」という。）の学生を対象とし、東北管区警察局において行うインターンシップ（以下「実習」といい、実習を行う学生を「実習生」という。）を体験させることにより、学生の学習意欲を喚起し、職業意識の涵養を図るとともに、警察活動への理解を深めてもらうことを目的とし、実習に関する募集及び受入れ、実施方法、実施期間その他必要な事項について定めるものである。

2 実習の実施箇所

原則として東北管区警察局情報通信部及び各県情報通信部とする。ただし、東北管区警察局情報通信部通信庶務課長（以下「通信庶務課長」という。）が必要と認める場合には、他の警察機関において実習することができるものとする。

3 実習生の資格要件

- （１）大学等に在籍する学生であること。
- （２）日本国籍を有し、実習への参加について、当該学生が在籍する大学等に対し事前に周知している者であること。
- （３）実習の目的を理解し、誠実に参加する意思を有する者であること。

4 実習の期間

実習の期間は、実習生受入れ先の情報通信部の実情により東北管区警察局が決定する。

5 実習生の募集及び受入れ

- （１）通信庶務課長は、実習生の募集に関し、実習の実施時期、受入予定人数、実習内容、(3)に定める申込書（様式１）の提出期限等について、東北管区警察局のウェブサイトに掲載するとともに、大学等に周知するものとする。
- （２）申込みは、参加希望者本人による申込み、又は大学等を通じた申込みのいずれかの方法により行うものとし、定められた期限までに申込書（様式１）を東北管区警察局まで提出するものとする。
- （３）通信庶務課長は、申込書（様式１）の内容に基づき、受け入れる学生を決定するとともに、学生に通知するものとする。
- （４）実習生は、実習の開始前までに「東北管区警察局インターンシップ（技術系）に関する誓約書」を東北管区警察局に提出しなければならない。

6 実習の実施方法等

- (1) 通信庶務課長は、実習生の受入れに当たり、当該実習生の指導及び監督並びに実習生への助言等を行う職員（以下「指導官」という。）を指名するものとする。
- (2) 指導官は、実習の内容等を記載した実習計画書を作成するなど、実習の適正、効果的かつ計画的な実施に努めるものとする。この場合において、指導官は、実習内容が、機密性の高い情報を扱う内容とならないよう配慮しなければならない。
- (3) 通信庶務課長及び指導官は、実習期間中、機密性の高い情報に接し得る状況に実習生を置いてはならない。

7 実習時間

実習時間は、原則として月曜日から金曜日までの午前10時から午後3時までとし、このうち、午後0時から午後1時までの間を、休憩時間とする。ただし、指導官が必要と認める場合には、あらかじめ実習生の同意を得て、当該時間外に実習を実施することができるものとする。

8 実習生のサービスの取扱等

- (1) 実習生は、国家公務員の身分は保有しないものの、実習期間中は原則として警察庁職員の服務に準ずるものとし、警察庁職員が遵守すべき法令等に従わなければならない。また、実習生は、公務員がその官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為をしてはならないとされていることに鑑み、実習期間中は、これに類する行為（特定の政治政党、宗教、企業及び団体の利益のための行為を含む。）を行ってはならない。
- (2) 実習生は、実習に関し指導官の指導及び指示に従うとともに、実習期間中は、実習に専念しなければならない。
- (3) 実習の欠務は、正当な事由がある場合を除き、これを認めない。正当な事由に基づき欠務する場合には、事前（やむを得ない場合には事後）に指導官に申し出なければならない。

9 情報の取扱

- (1) 実習生は、実習期間中及び実習終了後、実習に関し知り得た情報（公開されているものを除く。以下同じ。）を部外者（所属する大学等の者を含む。以下同じ。）に漏らしてはならない。
- (2) 大学等は、実習中及び実習終了後、実習生が実習に関し知り得た情報を部外者に漏らさぬよう指導及び監督しなければならない。
- (3) 実習生は、実習の成果として論文等を外部に発表する場合には、事前に通信庶務

課長の承認を得なければならない。

10 実習の中止

- (1) 通信庶務課長は、本要領に違反する行為をした実習生に関し、実習を中止することができるものとする。また、実習を継続することにより東北管区警察局の業務に支障が生じ、若しくは支障が生じることが予見できる場合又は実習の目的を達成することが困難であると認める場合も、同様とする。
- (2) (1)に定めるとことにより実習を中止した場合には、通信庶務課長は、速やかに、当該実習生が所属する大学等に、当該中止の理由等を通知するものとする。

11 個人情報の提供等の禁止

東北管区警察局は、実習生の個人情報の管理について万全を期し、法令に基づく場合を除き、実習生の個人情報を本人の同意なく第三者に提供してはならない。また、法令に基づく場合を除き、実習生の個人情報を実習の実施以外の目的に使用してはならない。

12 経費負担

東北管区警察局は、実習生の実習のために要する費用（交通費、滞在費、食費等）を負担しない。

13 災害補償

実習中の事故等に伴う災害補償については、次のとおりとする。

- (1) 大学等は、原則として実習の前に実習生を「学生教育研究災害傷害保険」、「インターンシップ等賠償責任保険」その他の傷害保険及び賠償保険（以下「保険」という。）に加入させなければならない。
- (2) 大学等は、実習に先立ち、実習生が保険に加入したことを示す証明書を、通信庶務課長に提出しなければならない。
- (3) 実習生が実習期間中、実習による災害及び通勤に際しての災害については、実習生が加入する保険を持って充てるほか、大学等が必要な手続きを行い、誠意を持って問題の解決にあたる。
- (4) 実習生が東北管区警察局又は第三者に損害を与えた場合は、法令に従って処理し保険等により補償する。

14 雑則

この要領に定めのない事項及びこの要領に関して疑義が生じた事項については、東北管区警察局、実習生及びその他の関係者が協議して決定するものとする。

